

# 多目的交流施設 使用料

※ 1時間に満たない利用は切り上げて計算する

## 非営利目的による使用

番号	貸出施設	単位	基準使用料(例規)	神川町民(個人)	町内法人 児玉郡市+深谷市	←以外の者
1	会議室1	1時間	100円	免除 (第11条)	100円	200円
2	会議室2		100円		100円	200円
3	会議室3		100円		100円	200円
4	調理室		100円		100円	200円
5	工作室		100円		100円	200円
6	グラウンド(全面)		150円		150円	300円
7	グラウンド照明		200円		200円	400円

## 営利目的による使用

番号	貸出施設	単位	基準使用料(例規)	神川町民(個人)	町内法人 児玉郡市+深谷市	←以外の者
1	会議室1	1時間	200円	200円	200円	400円
2	会議室2		200円	200円	200円	400円
3	会議室3		200円	200円	200円	400円
4	調理室		200円	200円	200円	400円
5	工作室		200円	200円	200円	400円
6	グラウンド(全面)		300円	300円	300円	600円
7	グラウンド照明		400円	400円	400円	800円